

## 青森県教育委員会第748回定例会会議録

期 日 平成23年5月11日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- 議案第1号 平成23年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定  
・・
- 議案第2号 青森県スポーツ振興審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について・・・・・・・・原案決定

平成23年5月11日（水）

- ・開会 午後4時15分
- ・閉会 午後4時41分
- ・出席者の氏名  
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
近藤教育次長、白石教育次長、川村参事、赤坂参事、教育政策・学校教育・教職員・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員  
高橋委員、清野委員
- ・書記  
鈴木学、中村尚吾

# 会 議

## 議事

### 議案第 1 号 平成 2 3 年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について

(中村学校教育課長)

今年度は、平成 2 4 年度において中学校で使用する教科用図書、特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択を行うことになっている。

都道府県の教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、市町村教育委員会等が行う採択に関する事務について、採択基準の作成などにより適切な指導、助言又は援助を行わなければならないこととなっており、指導等を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならないこととなっている。

審議会は、条例により 1 7 名の委員で構成し、毎年選任することになっているので、今年度は、資料の名簿に掲げる方々を任命したいと考えている。

なお、任期については、第 1 回青森県教科用図書選定審議会の開催日である平成 2 3 年 5 月 1 3 日から平成 2 3 年 8 月 3 1 日までとしている。

また、委員の名簿は、教科用図書の採択が平成 2 3 年 8 月 3 1 日までに行われることになっていることから、9 月 1 日に県教育委員会のホームページにて公表する予定となっている。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(清野委員)

教科用図書選定審議会というのは、あくまで答申を出す組織であり、教科書採択は教育委員会の権限と責任でなされるものである、ということによいか。

(中村学校教育課長)

都道府県の教育委員会は、教科用図書の採択の適正な実施を図るため、市町村教育委員会等の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助をするということになっている。また、この指導等を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞くということとなっているため、本審議会を設置するものである。

公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村教育委員会等が採択することとなっている。

(清野委員)

そうすると、市町村立中学校の教科書はその市町村教育委員が、国立・私立中学校の教科書はその学校長が、本県の県立中学校の教科書はわれわれ県教委が採択をするということによいか。

(中村学校教育課長)

清野委員お話しのように県では県立中学校があるので、これについては県の教育委員会が行うということになる。

(清野委員)

法律（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第10条）と本県の規則（青森県教科用図書選定審議会の組織等に関する規則第2条）に定めがあるのは承知しているが、本県の場合、規則第2条第2号委員の中にあえて市町村教育委員会教育長を2名含めるのはなぜなのか。

(中村学校教育課長)

第2号委員のうちの市町村教育委員会教育長2名を提案するというについては、本県には8つの採択地区があり、ほとんどの地区に市部と町村部が含まれているため、採択権者である市町村教育委員会から市部と町村部の教育長との両者の立場から審議していただきたいということである。

(清野委員)

採択権者の一人である市町村教育委員会教育長が答申者である審議会委員になることには矛盾があるのではないかと思うがいかがか。答申を求める側の立場の人が答申する側の立場でもあることについて、組織として矛盾があるのではないか。

(中村学校教育課長)

諮問をするというのは、県の教育委員会教育長が県の審議会に諮問するということである。

(橋本教育長)

学校教育課長の説明のとおり、充て職として、協議会の会長としての立場であって個人としての立場ということではない。例えば、町村の教育長もたくさんいるがその全体を見渡す代表として委員になっていただき、実際採択する場合にはまた別の立場で行うということだと思う。

(清野委員)

これは県で諮問しているが、採択権のある市町村についていえば、市町村の教育委員会教育長、委員の一人だが、は採択権者である。その教育長が参加した審議会の答申に、その市町村の教育委員会はこれに反した決定をすることに躊躇するのではないか。

採択権者である教育委員と学識経験者や教職員、保護者などの一般の委員とが対等の立

場で審議会委員として教科書を検討することは、教育委員の権限を相対的に弱めることになるのではないかと。

(白石教育次長)

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令第10条の各号に、選定審議会の委員にすべき者を規定している。

教科書は市町村教育委員会が選定することになるが、選定にあたって様々な考えをもつ委員の一人として、本県では都市部及び町村部の市町村の教育長を17人中2人含めて、様々な専門的なことを検討し、答申いただくということである。

もう一方では、先ほど市町村教育委員会が選定すると申したが、本県の場合は採択地区が8つ有り、教科書は8つのそれぞれの地区が一つずつ選ぶので、一つの教育委員会が単独で決めるというわけではない。例えば、東青地区の場合であれば、青森市と東郡の教育委員会が所管する小中学校の教科書は、その地区で一つを選ぶので、青森市だけで選ぶのではなく他の市町村も入った東青地区で選ぶこととなっている。

極端に詰めていくと、委員のご意見のような部分もあろうかと思うが、県という大きな枠の中で審議し、大きな枠の中で採択するというプロセスであるため、そのような懸念には当たらないのではないかと。

(清野委員)

教育長の知見というのは、市町村教育委員会で採択されるときに発揮されるべきものではないかと思う。ただし、教科書の採択権者はあくまでも教育委員であるということなので、教科書を採択するにあたってその教育委員の判断が制約を受けないということであれば了解する。

(鈴木委員長)

教育委員が採択をするわけではないので、今の発言には誤解があるのではと思う。

(清野委員)

採択権者について教えていただきたい。

(白石教育次長)

採択権者は、市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会となっている。教育委員会の中でどのように決めるかは、その教育委員会が決めることになっているので、このような教育委員会の会議で決めたり、また教育長に委ねるということもあり得る。

(清野委員)

中村課長の最初の答弁では、市町村立小中学校の場合は市町村教育委員が…。

(島委員)

「委員」ではなく「委員会」が。

(清野委員)

私は「委員」と説明したが、答弁の中で否定されなかったのものでそのとおりに思っていた。

(白石教育次長)

改めて申し上げますと、市町村立小中学校の教科書はその市町村の教育委員会が採択するということになる。

(鈴木委員長)

この件については、清野委員も理解されていない部分もあるだろうが、各教育委員会がその教育長に委ねている市町村と委員会の会議で定める市町村でそれぞれ規定されており、県教育委員会でも同様の仕組みであるので、これに関し近いうちにレクチャーをしていただきたい。

(清野委員)

教育長が専決して教科書を決めているところはあるか。主たる教材である教科書を教育長が専決して決めるということがあるのか。

(白石教育次長)

どういう決め方をするかは各教育委員会が定めるので、あるかないかについては手元には資料がないため、あるかもしれないし、ないかもしれないということになる。

(鈴木委員長)

県は県で定めているので、これを変えるのであれば教育委員会会議の議題として出さなければならない。その辺はまた整理していずれ協議したいと思う。

(清野委員)

いずれおこなわれるのか。

(鈴木委員長)

まずレクチャーを受けて、整理し、問題があれば改正するという方向でいけばよいのではないかと思う。

この件については、これ以上は理解に相違があるが、法律上は問題がないということなのでよいと思うがよいか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

## 議案第2号 青森県スポーツ振興審議会委員の人事について

(増田スポーツ健康課長)

このたび、青森県スポーツ振興審議会委員のうち相坂<sup>あいさか</sup>一則<sup>かずのり</sup>委員から辞職願が提出されたことからこれを承認することとし、その後任として、青森県高等学校体育連盟会長柴田<sup>しばた</sup>正人<sup>まさひと</sup>氏を新たに委員に任命するものである。委員の任期は平成23年5月12日から前任者の残任期間である平成24年7月5日までとなる。

なお、スポーツ振興法第18条第4項の規定に基づき、このことについて知事の意見を求めたところ、4月25日付けで同意する旨の回答を得ているものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

## 議案第3号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について

(岡田文化財保護課長)

青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員1名について欠員が生じ、補欠審査委員の任命が必要であることから、財団法人日本美術刀剣保存協会の理事で、刀剣類の鑑定経験が豊富な美濃又<sup>みのまた</sup>治次<sup>はるじ</sup>氏を新たに任命するものである。

なお、委員の任期は、平成23年5月11日から平成24年5月12日までである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(島委員)

刀剣類の審査には経験を要するものと思うが、この先の後継者の育成やその目処について伺いたい。

(岡田文化財保護課長)

刀剣類の鑑定には豊富な専門的知識・経験が求められることから、若手の候補者は少ない状況となっている。今後とも、各登録審査委員を通じて、美術刀剣に関心のある方々や関連する団体に働きかけ、登録審査事務への理解と鑑定会等の研修機会の充実を図っていただくよう積極的に働きかけたい。それにより、新たな候補者の発掘に努めていきたい。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。